危機管理マニュアル (火災・地震・津波)

宇城市立豊福小学校令和2年度版

<マニュアル最終確認日>

校長	池上	秀昭	令和2年	月	目	盷
教頭	田中	浩由岐	令和2年	月	П	印
防災主任	田中	正樹	令和2年	月	B	印

| 作成の目的

- (I) 学校における地震・津波発生時の対応策について教職員の役割等を明確にし、 学校防災体制を確立する。
- (2) 家庭や地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を 高め、体制整備の構築、推進を図る。

2 事前の危機管理

(1) 防災教育について

「自助」、「共助」のために主体的に行動できる児童を育成することを目的に、学校 安全計画に沿って防災教育を充実させる。防災教育は、関連する教科等の内容の重点 の置き方を工夫したり、有機的関連を図ったりするなど学校教育活動全体を通じて、 系統的かつ計画的に実施する必要があるため、学校防災年間計画を作成する。学校防 災年間計画は、毎年防災主任が修正を行う。

(2) 避難訓練

防災教育にて高まった児童の自助や共助の力を実践的な避難訓練を実施することで、 主体的に行動する態度が身に付いているのかを確認する。また、管理職及び職員の指示や動きについても評価し、マニュアルの改善にいかす。

(3) 教職員研修

事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。下記の研修内容の中から必要性に応じて選択し、学校安全年間計画に示し実践する。

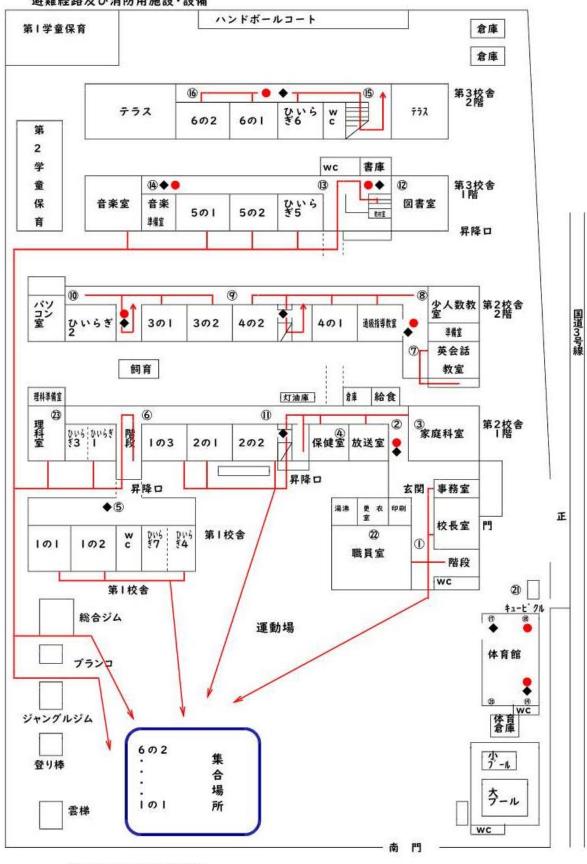
- 〇マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した避難訓練
- OAED を含む心肺蘇生法等の応急手当 O教職員の安全確保と安否確認の方法
- 〇児童児童等の安全確保と安否確認の方法 〇児童の引き渡し等の方法
- ○児童児童等の危険予測・回避能力等を育成するための防災教育の教育課程への位置付け、 教育内容、教材等に関する共通理解 ○児童児童等の心のケア ○地域連携
- ○専門家(防災士、気象台、自治体防災職員)による防災講話 ○避難所協力 等

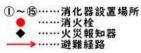
(4) 安全点検

別途、計画されている定期安全点検に、非構造部材や避難経路や避難場所等防災の 視点を盛り込んだ安全点検を実施する。点検ポイントを下記に示す。

□分かりやすい案内板や表示があるか
□避難経路に障害物がないか
□災害種、状況に対応した複数の避難の経路と場所が確保されているか
□児童の特性や発達段階を踏まえているか
□地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか
□近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
□実地見分を行って確認されているか
□学校園等の定めた避難経路、避難場所を児童や保護者に周知しているか
□障がいのある児童の障がいに応じた避難経路と避難場所が確保されているか

避難経路及び消防用施設・設備





(5) 保護者や地域、自治体と連携した体制整備

本校に既存するコミュニティースクールの会議議題に、防災に関する内容を盛り込む。 連携を必要とする関係機関を下記に示し、必要に応じて参加していただく。

PTA、自治体の防災担当部局、自治会、自主防災組織、消防署、警察署、防災・防犯ボランティア団体、学校医、地域医師会、近隣の商店や企業、高層住宅管理者等。

◎協議・調整内容の主な例を下記に示す。

- 〇学校防災年間計画や学校防災マニュアルの検討
- 〇防災専門家等の授業や保護者対象等の研修会等の企画・実施
- ○地域防災訓練等と地域の避難場所、避難所等の確認
- 〇災害発生時の避難方法や避難所の運営・協力の役割分担
- 〇情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法(災害伝言 ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段)
- 〇災害発生時の通学園路の安全確保、防犯対策等
- 〇備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認
- ○津波災害時の避難のための高層住宅等との利用協議
- 〇近隣商店等との災害発生時の物資提供等の協議
- 〇災害発生時の医療体制 〇児童のボランティア活動
- ○障がいのある児童の避難方法、避難場所等の確認
- 〇様々な災害を想定した学校の対応(引き渡し、帰宅困難者への対応)

会議の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、学校ホームページ等を活用するなど、個人情報の取扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

(6) 対策本部の設置について

二次対応後、児童の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策について方針 や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する。

業務分担	役割	準備物	災害発生時~I日	2日~3日
対策本部 (校長・教 頭・防災主 任・教務・各 班長)	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□外部からの問い ら応 □関係を機報を □関係を は関係を □対数職員の ・計算の ・計算の ・計算の ・対し、 ・がし、 ・	□外部からの問い合わせ対応 □避難場所の確定 □外部ボランティアの受け入れ □連絡調整
安否確認。 避難誘導班 児童:担任 教職員:岩崎	□安全な避難経路で避難 誘導 □負傷者の把握 □下校指導及び待機児童 の掌握・記録 □揺れが収まった直後の 負傷程度の把握	□出席簿 □行方(明者記入 用紙員) □ 一所 □ 下急連 □ へルメット	□安全な場所へ安全誘導 □家庭への安全下校指導 □待機場所の確保 □出勤者の確認 (時間外)	□外部からの安否問 い合わせ対応

	□行方不明の児童・教職 員を本部に報告	□ビブス	□教職員とその家 族の安否確認 □児童の安否確認 □児童の家庭の安 否確認	
業務分担	役割	準備物	災害発生時~I日	2日~3日
保護者 連絡班 班長: 対日 奇数組担 吉川 渡辺し 塚原 塚原	□引き渡し場所の指定 □身元確認 □保護者等が到着した順 に児童を引き渡す	□引き渡しカード □出席簿 □集合場所の配置 図	□引き渡し場所の 状況把握 □保護者等との対 応(家庭の様子や 安全の状況確認)	□ 保護者等との対応(家庭の様子や安全の状況確認)
救急医療班 上田 福田 (養護教諭 ・事務職員)	□養護教諭及び救命救 急経験者で構成 □医師等の確保・手当備 品の確認 □負傷者の保護・応急手 当 □関係医療機関との連 携	□応急手当の備品 □健康カード □担架 □水 □毛布 □AED	□ 応急手当の備品確 保 □負傷者対応	□救護所の設置対応 □近隣医療機関との 連携による救護活 動
救護班 班長:村上 偶数組担任 谷井 中山 宮崎 島村 池田	□児童及び教職員の救出・救命 □負傷者や危険箇所等の確認及び通報 □担当区域で負傷者の搬出 □学校施設内のチェック	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□救助活動 □近隣被災者の救助活動 □学校施設危険箇所の応急処置	□必要備品の調達 □地域と連携した学 校周辺危険箇所の 応急処置
安全点検・消火班長:田中ま藤山 坂本松村	□□□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□	□ □ □ □	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□備蓄品の搬出 □必要備品の確保 □地域の被害状況調査 □被災状況確認
応急復旧班 班長:宮本 本田 蛇島 中田 畠村 吉良 西野 渡邊り 吉村	□被害状況の把握 □応急復旧に必要な機材の調達と管理 □危険箇所の処理 □危険箇所の立入禁止措置 □危険箇所の表示 □避難場所の安全確認	□被害調査表 □ペルメット □構内図 □ロープ □標識 □バリケード	□管理室転倒備品 等の復旧 □教職員の活動場 所の確保	□ トイレの汚物処理 と清掃 □プール水の利用 □ゴミの処理
避難所 協力班 班長:上村 椎葉 東 渡邊ま 竹田 下川 蔵原	□避難者の名簿作成 □緊急物資の受け入れと 管理 □ボランティアの受け入 れ □市町村及び自主防災組 織と連携した避難所の 運営支援	□マスターキー □マスタード □バラジオ □ロープ □テープ □校内配置図 □機難者への指示 (文書)	□避難所開設準備 □地域の代表者と の初動の確認	□救援物資の受領、仕分け、配付、保管□避難者に必要な物資の調達□仮設トイレの設置、避難者数の掌握、名簿の作成

(7) 保護者への連絡手段

学校安心メールにて、下校方法を一斉送信する。予め、一年生については入学説明 会時に登録方法を説明し、入学式までに登録を完了させる。また、メールに不具合が 生じた場合の対応として、学校のウェブページにも同様に下校方法を掲載する。

(8) 教職員の動員体制

①第 I 配置例

本部長が当該配置を指示した時 電度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場											
本部設置		〇災害対策本部設置									
本 部 長	(学校長)	副本部長	(教頭)	教職員							
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外						
・直ちに配置 につく	・直ちに学校 での配置に つく	・直ちに配置 につく	・直ちに学校 での配置に つく	・あらかじめ 定められた 教職員は配 置につく	・あらかじめ定められた教職員は情報収集に努めつ つ学校での配置につく						

②第2配置例

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時									
癿但光マ卒午	震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合									
本部設置	〇災害対策本部設置									
本 部 長	(学校長)	副本部長	(教頭)	教職員						
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外					
・直ちに配置	・直ちに学校	・直ちに配置	・直ちに学校	・全教職員が	・全教職員が情報収					
につく	での配置	につく	での配置に	直ちに配置	集に努めつつ学					
	につく		つく	につく	校での配置につ					
					<					

[※]教職員が自らも被災し、本人や家族の安全があやぶまれる場合は、安全を確保した上で業務にあたる。

[※]津波に関する情報等が発表された場合、津波浸水のおそれのある学校については対象外。

3 発生時の危機管理

別紙(危機管理マニュアル発災時編)にまとめる。

4 事後の危機管理

(1) 引き渡し等

① 自力で下校できる場合

通学路の安全確認を行い、自力で下校できると判断した場合は、集団一斉下校にて、または通常の手段で下校させる。

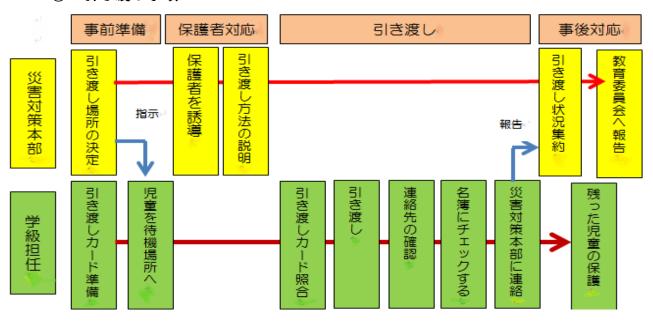
② 引き渡しを行う場合

情報収集や通学路の安全確認を行った結果、児童が自力で下校することができないと判断した場合は、保護者等へ直接引き渡しを行う。安心メールと同様に I 年生に関しては入学説明会時に説明し、入学式時に引き渡し記入用紙を配付し入学式に回収する。2・3年生については、前年度に回収してある引き渡し記入用紙のコピーを取り、原本を新年度返却し、修正がある場合は朱書きで訂正し回収する。家庭の事情により、年度途中に記載事項に変更がある場合は随時受け付ける。

※判断基準

学校を含む	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで 学校に待機させる。この場合、 時間がかかっても保護者が引 き取りに来るまでは、児童を学 校で保護しておく。	津波に関する	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡 しをしない。 警報が解除され、安 全が確認された後 に引き渡す。
む地域の震度	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届け出がある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。	る警報・注意報	津波注意報	津波の到達予測時間等を考慮して引き渡しを判断する。 左表の学校を含む 地域の震度に基づいて判断する。

③ 引き渡し手順



- ④ 大まかな引き渡し手順
 - (1)引き渡し場所の決定及び保護者連絡(学校安心メール・学校ホームページの活用)
 - ②災害等緊急時対応ファイルの準備・児童を待機場所へ(担任等)
 - ③保護者対応 ·保護者誘導(駐車場誘導·校舎誘導)
 - ・引き渡し説明(メールにて詳細を知らせる)
 - 4引き渡し・引き渡し(連絡先の確認・名簿へのチェック)
 - ・今後の連絡等
 - ⑤引き渡した児童の集約と宇城市教育委員会への報告
 - ⑥残った児童の保護、保護者への再連絡(個別に電話)

A【 学校体育館での引き渡しの場合 】

○風水害等の緊急時による対応(危険回避のための早めの下校等)決定



児童の動き

- ①担任等の指示で下校の準備をする。
- ②本校体育館へ避難する。(靴・傘持参)
- ③避難する際の諸注意を聞いた後に地区 児童会ごとに並び直す。
- ④体育館入り口で保護者と引き渡し※20人以下となった時点で、家庭科室に移動、家庭科室にて引き渡し

職員・保護者の動き

- ①「豊福小はなまるメール」で及び「学校ホームページ」にて保護者へ連絡。
 - ※運動場を駐車場として開放
- ②来校後、保護者は車内にて待機。
- ③メール、校内放送でタイミングを知らせ、体育 館入り口で引き渡し。
- ※担任、教頭の立ち会いのもと保護者に引き渡 し。
- ※引き渡し完了後は名簿に☑を入れる。

B【 学校体育館での引き渡しができない場合 】

○風水害等の緊急時による対応(危険回避のための早めの下校等)決定



児童の動き

- ①担任等の指示で下校の準備をする。
- ②本校にきょうだいがいる人は、最も下の 学年の人を基準に、教室移動。きょうだ いがいない人(Pさん)は、そのまま現教 室に待機。
- ③各教室入り口で保護者と引き渡し ※20人以下となった時点で、家庭科室に移動、家庭科室にて引き渡し

職員・保護者の動き

- ①「豊福小はなまるメール」で及び「学校ホームページ」にて保護者へ連絡。
 - ※運動場を駐車場として開放
- ②来校後、保護者は車内にて待機。
- ③メール、校内放送でタイミングを知らせ、校舎 内に入ってもらい、各教室入り口で引き渡し。
 - ※担任の立ち会いのもと保護者に引き渡し。
 - ※引き渡し完了後は名簿に☑を入れる。
- ※完了した学年部は低学年部の応援に回る。

⑤ 引き渡しカード

児童名			性別			学年	・学級		年	組	()	号	
			児	童	-			香						
引き取り者名				の関係				電話						
	年	組	()	号	氏	名								
兄弟姉妹	年	組	()	号	氏	名								
	年	組	()	号	氏	名								
緊急連絡先							電話	i ()	
震度4以下でも、	交通機関に	こ影響が	出た場合	今には児	一章	を学校し	こ待機さ	いせま	すか。	待	チェ	- ツ	ク欄	
機を希望する場合						- 3 121	- 10 100	&	, .,	19				
(引き渡し時記	入事項)													

引き取り者署名				児童と	∠の関係	
避難場所						
引き渡し日時	月	日	時	分	教職員名	

⑥ 学校で待機する場合

災害によっては、引き渡しも困難な場合があるため、そのまま、学校に留まることもありうる。この場合、宿泊することも想定し必要な備蓄について表にまとめ準備する。

学校待機のために備えておく備蓄品リスト						
	□飲料水 □食料 □卓上コンロ(ガスボンベ)□テープ					
生活に役立つもの	□毛布・寝袋 □テント □簡易トイレ □ビニールシート					
主治に役立 ブもの	□バケツ □暖房器具 □使い捨てカイロ □電子ライター					
	□タオル □衛生用品 □紙コップや紙皿 □食品用ラップフィルム					
	□AED □医療品類 □携帯用救急セット □懐中電灯					
救護に役立つもの	□ガーゼ・包帯 □副木 □医療ニーズのある児童児童等のための予備薬・					
	器具等 □マスク □アルコール □担架					
その他	□発電機 □ガソリン・灯油 □段ボールや古新聞 □バリケード					
	□投光器 □プール水 □携帯電話充電器 □消火器 □標識					

※空き教室を備蓄倉庫とし、物品の購入については PTA 会計から備蓄に必要な財源 を確保する。必要度の高い物から購入し、個人の食料や持病用の医薬品等につい ては、年度初めに、児童が各自で準備し、学校に保管する。

その他、学校で備蓄することが、望ましいものについて下記に示す。

地震発生時の安全確保のために備えておく物資例						
頭部を保護するもの	□防災ずきん □ヘルメット					
停電時に役立つもの	□ハンドマイク □ホイッスル □懐中電灯・電池式ランタン					
救助・避難に役立つもの	□バール □ジャッキ □ノコギリ □斧 □スコップ					
	二次対応のために備えておく物資例					
情報収集に役立つもの	□携帯ラジオ □携帯テレビ(ワンセグ) □乾電池 □トランシーバー					
避難行動に役立つもの	□マスターキー □手袋(軍手) □防寒具 □雨具 □スリッパ □ロープ					

(2) 安否確認

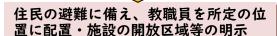
- ① 安否確認の内容と教職員の対応
 - <安否確認の内容>
 - □児童及び家族の安否・けがの有無
 - □被災状況
 - ・児童の様子
 - ・困っていることや不足している物資
 - □居場所(避難先)
 - □今後の連絡先・連絡方法
 - □安否確認できていない児童の情報
 - <教職員の対応>判断基準を下記に示す。

安否確認									
		児童の							
学区内の震度	安否確認	電話・電子メール	電話・電子メール	登下校時					
		使用可能	使用不能						
6 弱以上	行う	電スノー ル	安存社明						
5強	11)	電子メール電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって					
5 弱	状況判断	电动连桁	姓郑 门 可问						
4	行わない	行わ	行わない						

(3) 避難所協力

市町村防災担当部局が避難所運営を行うが、大災害発生時には一定期間、教職員がその業務を支援する状況が予想される。この場合について、教職員の第一義的役割としての児童の安全確保、安否確認等の業務に支障を来すことのないよう、あらかじめ地域住民や自治体等と学校が支援できる内容について話し合いの場を定期的に持ち、協議しておくこととする。

地震発生





避難所となる体育館等の安全を確認



避難者を安全な場所に誘導



市本部に住民の避難状況について連絡

避難所協力班の設置

避難所協力活動



避難者名簿の作成・管理



避難者への留意事項の周知



避難者の協力を得て(もしくは地域住民代表者等主導で)体育館等の設営等実施



避難者自主運営組織立ち上げ支援



市町村災害対策本部との連絡



各種情報の収集・提供



医療機関、要援護者への対応



避難者の相談(心のケア)対応

配慮事項等

- □校舎開放については、校長が判断を行うが、校長 不在時や連絡が取れないことを想定し、2次、3 次判断者をあらかじめ定めておく。
- □校庭に児童を避難させた場合、避難者との動線が 交差しないように誘導する。
- □駐車禁止場所を明示する。
- □校長室、事務室、職員室等を非施設開放区域とする。
- □妊婦・障がい者、高齢者等災害弱者・要支援者に ついては、特別教室に誘導する。
- □ペットを連れた避難者への対応を行う。
- □教育活動の円滑な再開及び施設の安全性を踏ま えて開放区域を決定する。
- □避難所運営に当たる市町村職員と学校職員、自治 会等からなる避難所運営協力班を組織する。
- □避難者の把握と外部からの問い合わせに対応するため、名簿を作成する。
- □生活のルール(起床、就寝、水や食料の分配方法、 飲酒、喫煙等)や自主的に避難所を運営すること 等を避難者に周知する。
- □体育館等の設営、トイレ用水の確保、トイレ掃除 救援物資の受け入れ、配給等、避難所の設営・運 営に必要な準備について、避難者による自主的な 行動を促す。また、児童についても可能な範囲で 役割を担うように配慮する。
- □避難者の中から運営本部長、各役員を選出し、運営にあたるように助言する。
- □災害に関する情報、避難所に関する情報を避難者 に伝える。(情報掲示板、放送)
- ※車中泊の避難者にも情報が伝わるよう配慮する。
- □マスコミ対応に係る方針を関係者間で確認し徹底する。
- □よく話を聞き、できることとできないことを明確 にする。

(4) 心のケア

災害時におけるストレス症状のある児童への対応については、健康観察等により児童の異変に気付き、問題の性質(「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」 等)を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、校内組織と連携して組織的に支援に当たる。

A:震災から学校再開まで

安否確認・健康状態の把握と 組織体制の確立

□児童の安否確認、被災状況、心身の健 康状態を把握するよう指示 □臨時の学校環境衛生検査の実施につ いて検討 管 □教職員間での情報共有 □心のケアに向けた組織体制・役割分担 の確認 理 □心のケアの対応方針の決定と共通理 解・全体計画の作成 職 □地域関係機関等との協力体制の確立 □保護者との連携・健康観察強化依頼 □緊急支援チームの受け入れ □報道関係機関への対応 ★障がいや慢性疾患のある児童児童等への対応 □安否確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化・担任との連携等 養 □保健室の状況確認と整備 護 □管理職やカウンセラーとの連携 教 □学校医、学校薬剤師との連携 諭 □心のケアに関する啓発資料の準備 (くまもと心の自己回復プログラム等) ★障がいや慢性疾患のある児童への対応 □安否確認と心身の健康状態の把握 学 □家庭訪問、避難所訪問 級 ・児童等の家庭の被災状況確認 担 □学校再開へ向けての準備 任 ・学校内の被災状況、衛生状況の調査 □養護教諭との連携 ★障がいや慢性疾患のある児童への対応

B:学校再開からI週間

心身の健康状態の把握と支援活動

継

続

支

援

•		
	□児童の心身の健康状態の把握と支援	
	活動の指示	
	・健康観察の徹底 ・質問紙調査等	
	・家庭での様子調査・相談希望調査	
ts/s	・臨時健康診断の検討・個別面談	
管	・教職員間での情報共有・医療機関等	
	との連携	
理	□保護者への啓発活動実施の指示	
	・健康観察の強化・啓発資料配付	
職	□心のケアに関する講話の実施	
7144	□安全・安心の確保への対応	
	・被害の拡大、二次被害の防止	
	□教職員の心のケアに向けた校内組織	
	体制づくり	
	★障がいや慢性疾患のある児童への対応	
	□心身の健康状態の把握	
	・健康観察強化・担任等との連携	
34	・心のケア質問紙調査、相談希望調査等	
養	□保健だより等の啓発資料配付	
護	□管理職やカウンセラーとの連携	
教	□心のケアに関する保健指導の実施	
諭	□健康相談の実施	
-113	□専門機関との連携	
	□感染症予防対策	
	★障がいや慢性疾患のある児童への対応	
	□心身の健康状態の把握	
	・健康観察の徹底	
学	・心のケア質問紙調査、相談希望調査	
級	□教職員間での情報共有	
担	□保護者との連携	
任	・啓発資料の配付、健康観察強化依頼、	
等	個別指導	
	□養護教諭との連携	
		ı

★障がいや慢性疾患のある児童等への対応

子供に現れやすいス	トレス症状の健康観察のポイント
体の健康状態	心の健康状態
□食欲の異常(拒食・過食)はないか	□心理的退行現象(幼児返り)が現れていないか
□睡眠はとれているか	□落ち着きのなさ(多弁・多動)はないか
□吐き気・嘔吐が続いていないか	□イライラ、ビクビクしていないか
□下痢・便秘が続いていないか	□攻撃的、乱暴になっていないか
□頭痛が持続していないか	□元気がなく、ぼんやりしていないか
□尿の回数が異常に増えていないか	□孤立や閉じこもりはないか
□体がだるくないか	□無表情になっていないか

(5) 学校再開に向けて <学校再開に向けた取組>

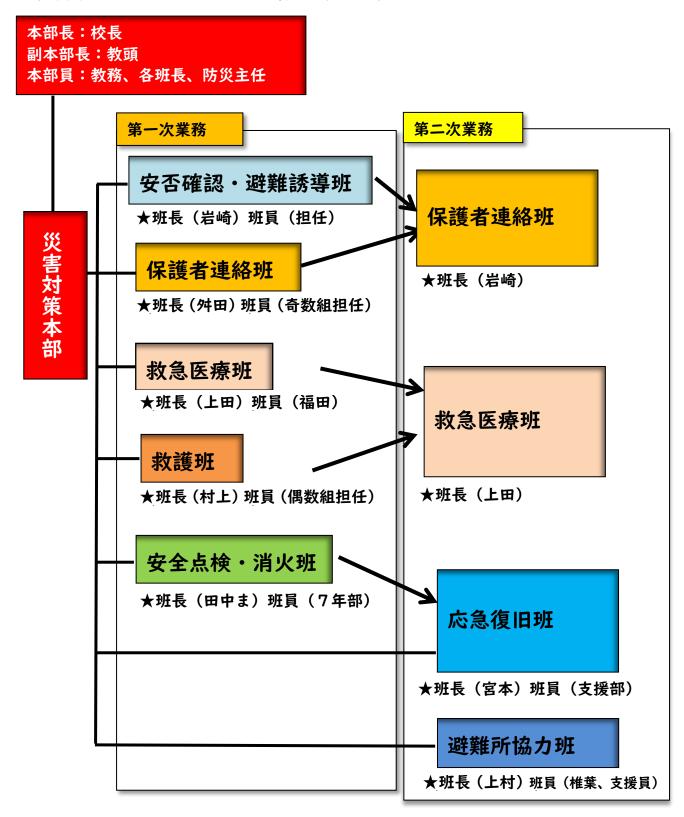
児童、教職員の被害状況の確認
□児童の安否と所在場所の確認
□教職員の安否確認
家庭・保護者の被災状況の確認
□保護者の安否と所在の確認
学校施設・設備等の点検
□建造部材、非構造部材の点検と補修
□ライフライン(水道、電気、ガス等)の復
旧状況
□危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険
薬品等の点検
栄叩守の点検 □仮設トイレ設置の要請
□仮設下イン設直の安朗 □校舎内外の清掃・消毒
山水市内がツ州が、川母
給食業務の再開
一施設、設備の安全点検
10 min 21 = 1111111
□ル設、設備の安主点機 □所管教育委員会、食材委託業者との調整
□所管教育委員会、食材委託業者との調整
10 min 21 = 1111111
□所管教育委員会、食材委託業者との調整
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保 □支援物資の取りまとめ
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保 □支援物資の取りまとめ □心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保 □支援物資の取りまとめ □心のケア(スクールカウンセラーとの連携) □マスコミ、外部ボランティア団体対応
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保 □支援物資の取りまとめ □心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保 □支援物資の取りまとめ □心のケア(スクールカウンセラーとの連携) □マスコミ、外部ボランティア団体対応
□所管教育委員会、食材委託業者との調整 通学方法確認と通学路安全点検 □通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告 □公共交通機関の運行状況の確認 □安全な通学路及び通学方法の決定 教育環境の整備 □授業形態の検討 □教材教具の確保 □運動ができる場所の確保 □支援物資の取りまとめ □心のケア(スクールカウンセラーとの連携) □マスコミ、外部ボランティア団体対応

□立入制限区域の明示

- ○教職員は、できるだけ速やかに、児童の被災状 況を確認する(避難先、連絡方法、健康状態等)
- 〇地域、PTA と連携を図りながら、家庭・保護者 の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確 認する。
- ○校舎や施設設備等の使用再開について、応急 危険度判定士等の点検により安全性を確認する
- 〇がれき・破片の除去や立入禁止措置等の応急復 旧等を行う。
- ○学校環境衛生基準に基づき、適切な衛生状態が 確保されるようにする。
- ○簡易給食の手配等給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。
- ○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理に努める。
- ○食物アレルギーを有する児童について十分な配慮を行う。
- 〇通学路の安全点検を実施し、危険箇所について は関係機関へ連絡するとともに教職員で共有する。
- ○被災状況により通学路や通学手段の変更を行 い、登下校の安全を確保できるようにする。
- ○視覚や聴覚に障がいのある児童に対する確実な 情報伝達等の対応も含め、安全確保について十 分配慮する。
- ○短縮、二部等、当面の授業形態を検討する。
- 〇教科書、学用品の滅失状況を確認し、不足教科 書等の確保に努める。
- 〇定期又は臨時の健康診断・健康相談の実施について配慮するとともに SC の派遣や「くまもと心の自己回復力を高める指導展開例」活用など心のケア対策を講じる。
- 〇学校施設が長期的に避難所として使用される ことがあるため、立入制限を明示することや動 線の設定、ルールの確認をする。

学校災害対策本部の設置

〈発災時の対応行動フローチャートの裏面に印刷する〉



5 家庭や地域、関係機関等への周知について

年度初めの PTA 総会の開催に合わせて、危機管理マニュアルについて保護者へ説明する。また、学校のウェブページにも掲載する。

地域、関係機関等への周知については、コミュニティースクールの会議中で周知する。